



# 家畜衛生だより

令和2年6月発行 No.2-4(全畜種)  
埼玉県川越家畜保健衛生所  
電話：049-225-4141  
FAX：049-226-9653  
緊急携帯090-7191-3473  
Eメール：[r2541411@pref.saitama.lg.jp](mailto:r2541411@pref.saitama.lg.jp)  
(夜間、土日祝日は緊急携帯に転送)

飼養衛生管理者の選任をお願いします！

令和2年4月に家畜伝染病予防法が改正されました。  
それに伴い、すべての家畜の所有者に飼養衛生管理者の選任が義務付けられます。

## ◎選任した飼養衛生管理者の

- ①氏名、②住所、③電話番号、④メールアドレス  
⑤管理する農場名、⑥農場の所在地（市町名）を報告してください。

【 報告期限 】 令和2年7月1日

【 報告方法 】

(1) メール 上記の内容をメールに記載して以下のアドレスに送信してください。

[r2541411@pref.saitama.lg.jp](mailto:r2541411@pref.saitama.lg.jp) (川越家畜保健衛生所家畜防疫担当宛て)

(2) FAX 又は郵送 別紙様式に必要事項を記入してください。

※メールアドレスやメールを見るための携帯電話やパソコンがない場合は、それらの取得に努めるようお願いいたします。難しい場合は、メールの内容を飼養衛生管理者に確実に伝達することにご協力いただけるご家族や所属する生産者団体等が管理するメールアドレスをご報告ください。

※ご報告いただいた個人情報については農林水産省の飼養衛生管理者リストへ登録されます。家畜衛生に関する情報の共有及び飼養衛生管理者制度の運用等の改善のみを目的として利用し、それ以外の目的では利用されません。

## 飼養衛生管理者とは

- 衛生管理区域における飼養衛生管理の責任者です。
- 家畜の所有者（経営者）が自ら飼養衛生管理者となることもできます。
- 特別な資格はいりません。

## 飼養衛生管理者の業務

- 衛生管理区域に出入りする人や物の管理（消毒等のチェックや指導）を行う。
- 飼養衛生管理に関する研修会へ参加し知識や技術の習得及び向上を図るとともに、従業員を教育する。
- 国や県から共有される最新情報に対応する。

☎ご不明な点などあれば、川越家畜保健衛生所(049-225-4141)までご連絡ください。